

た者にあつては国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては国立研究開発法人森林研究・整備機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

第六条 (労働組合についての経過措置) この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十一年法律第二百五十七号)。次条において「特労法」という。第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一八日法律第四九号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二六日法律第九五号) 抄

第一条 この法律は、平成二〇年五月一一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一三日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第六八号) 抄

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。